

## 市第 156 号議案関連資料（横浜市地域療育センター条例等の一部改正）

### 1 改正内容

本市施設において診療を受ける場合の料金については、診療報酬の算定方法（平成 18 年厚生労働省告示第 92 号）等に基づき算定する旨を条例で定めています。

平成 20 年 4 月の診療報酬改定に関する厚生労働省告示が平成 20 年 3 月 5 日に行われたことにより、条例中で引用している告示番号が変更されたことなどから、関係する規定を改正します。

なお、この機会に、告示を引用する形式から、根拠である健康保険法等の規定を直接引用する形式に改めます。

### 2 施行日

平成 20 年 4 月 1 日

### 3 改正する条例

- （ 1 ）横浜市地域療育センター条例（こども青少年局）
- （ 2 ）横浜市総合リハビリテーションセンター条例（健康福祉局）
- （ 3 ）横浜市総合保健医療センター条例（健康福祉局）
- （ 4 ）横浜市スポーツ医科学センター条例（健康福祉局）
- （ 5 ）横浜市救急医療センター条例（健康福祉局）
- （ 6 ）横浜市保健所及び福祉保健センター条例（健康福祉局）
- （ 7 ）横浜市衛生研究所条例（健康福祉局）
- （ 8 ）横浜市病院事業の経営する病院条例（病院経営局）